

平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会
 専門部会の検討結果報告

1 平成 30 年度検討事項

- ① 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について
- ② 区民向け医療救護所周知の検討について

2 検討経過

日時等	検討内容
第 1 回専門部会 平成 30 年 7 月 19 日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について ② 区民向け医療救護所周知の検討について [その他] ・練馬区医療救護カレンダー2019 について ・救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
第 2 回専門部会 平成 30 年 10 月 18 日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について ② 区民向け医療救護所周知の検討について [その他] ・練馬区医療救護カレンダー2019 について ・救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて
第 3 回専門部会 平成 31 年 1 月 24 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度練馬区災害医療運営連絡会専門部会の検討結果報告 ・平成 31 年度練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について

3 検討結果

検討事項① 災害時における医療救護班等活動マニュアルの策定について

災害時、医療救護班は区との災害時協定に基づいて医療救護活動にあたる。しかし、医療救護所における詳細な活動内容や、他の救護班等との連携について、具体的な活動マニュアルが未整備となっていた。既に策定済みの歯科医療救護班・薬剤師班・柔道整復師班マニュアルを参考にしつつ、医療救護班の活動を明確化するため、四師会従事者の具体的な活動内容について、発災直後から超急性期を中心に、時系列ごとに整理した四師会の集大成となる医療救護班等活動マニュアルを策定する。

検討結果①

専門部会において、わかりやすくコンパクトで医療救護班をはじめとする四師会共通のマニュアルとなるよう検討した。マニュアル案を提案し、繰り返し各師会がそれぞれの立場で内容を確認、精査した上で策定した。31年度も継続して見直しを図っていく。

検討事項② 区民向け医療救護所周知の検討について

発災時、傷病者の多くが災害時医療機関に押し寄せることが想定される。区民に広く医療救護所の役割などを周知することで、医療機関への集中や医療機関の負担軽減を図る。あわせて地域における医療救護所の認知度を高める啓発を行う。

検討結果②

医療救護所の特徴や役割、そしてその所在地を掲載したA4サイズのPRチラシを作製した。22の災害時医療機関も10の医療救護所と同様に一覧とマップも掲載している。このチラシは医療救護所早わかり資料であるので、引き続き訓練時や地元・学校関係者等を通じてPRしていく。

[その他]

・練馬区医療救護カレンダー2019について

昨年度、日頃から目にすることができ発災時に持ち運びのできるカレンダー一型の医療救護所簡易マニュアルの作成を考案し、30年1月に2018年版を参集する要員等に配付した。30年度も、部数を500部から700部へ増刷し、内容も一部更新し作成した。より分かりやすくなった2019年版カレンダーを医療救護所に従事する関係者(※)を中心に配付し、一層の啓発につとめた。

※練馬区医療救護カレンダー2019の配布先一覧

No.	配付先	No.	配付先
1	練馬区医師会	6	災害医療運営連絡会委員等
2	練馬区歯科医師会	7	民間救急事業者等
3	練馬区薬剤師会	8	避難拠点運営連絡会
4	東京都柔道整復師会練馬支部	9	区・学校要員
5	医療救護所医療従事スタッフ（看護師）	10	医療救護所備え付け

<練馬区医療救護カレンダー2019のテーマ一覧>

月	テーマ	月	テーマ
1	参集条件、参集場所	7	区要員等の役割
2	練馬区の被害想定	8	四師会要員の役割
3	医療救護所への持ち物	9	医療救護活動の流れ
4	医療救護所の平面図	10	関係連絡先（四師会・医療機関）
5	開設までの流れ（四師会以外）	11	関係連絡先（民間救急事業者等）
6	四師会等要員の初動対応	12	その他（災害用伝言ダイヤル171等）

・救護所の備蓄医療資材および医薬品の見直しについて

医療救護所に配備済みの備蓄資器材ならびに備蓄医薬品の見直しは平成 26 年度以降実施しておらず、OTC 薬品や代用薬品の発売等に伴い一部変更の必要性も生じている。そこで四師会メンバーで構成される備蓄医薬品等検討会を別途設けて、東京都の標準的配備資料等を参考に医師等医療関係者の意見に基づき配備備蓄品の種別や数量を再検討している。今後、改定案を作成し、区災害医療コーディネーターや医薬品統括責任者の意見等を踏まえて 31 年度の早期に最終決定する。